

香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第7号

香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例（令和8年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支払)

第2条 利用者負担金は、事業を利用する日（以下「利用日」という。）に、事業を実施する施設に支払わなければならない。

(減免)

第3条 市長は、条例第3条の規定により、次の各号に掲げる世帯の利用乳幼児に係る1時間当たりの利用者負担金の額から、当該各号に掲げる額を減額するものとする。

- (1) 利用日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者が属する世帯 300円
- (2) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者が、利用日が属する年度分（4月から8月までの利用にあつては、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税が課されない者である世帯 240円
- (3) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る利用日が属する年度分の市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である世帯 210円

2 利用者負担金の減免を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、子ども誰でも通園制度総合支援システム（以下「支援システム」という。）を用いて、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 生活保護受給証明書の写し（前項第1号に掲げる世帯に該当する場合に限る。）
- (2) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る利用日が属する年度分の課税証明書又は非課税証明書（前項第2号又は第3号に掲げる世帯に該当する場合に限る。）

3 市長は、前項の規定により減免の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、支援システムにより当該申請をした者に通知するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、支援システムを用いることができない特別の事情がある場合は、減免申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、前項に規定する当該申請をした者への通知は、減免決定（不承認）通知書の交付により行うものとする。

（実費徴収）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、利用者負担金のほか、事業の利用に係る費用について、別に実費を徴収することができるものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、利用者負担に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。